


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市ケアラー支援事業実施要綱について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	福祉部 障害福祉課			
<p>1. 要 旨</p> <p>平成28年10月から東大和市総合福祉センターは〜とふるにおいて、委託事業としてケアラー支援事業を実施するため、事業実施に必要な事項を要綱で定めるものである。</p> <p>ケアラー支援事業は、ケアラー（介護を要する者を無償で介護している者）及び介護を要する者に対し、相談支援、交流の場の提供、介護講座の実施等の事業を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容 事業の目的、内容、対象者、実施時間、費用負担、配置職員及び関係機関との連携等</p> <p>(2) 施行日 平成28年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 専門職による相談支援、交流の場の提供等を実施することで、ケアラー及び介護を要する者の負担軽減を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課事前審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議への報告後、速やかに要綱制定手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。